

行田羽生資源環境組合職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

令和4年4月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。次条及び第3条において「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、職員の営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(従事等を制限される地位)

第2条 法第38条第1項に規定する規則で定める地位は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 営利企業等の顧問又は評議員
- (2) 営利企業等の発起人又は清算人
- (3) 前2号に掲げるものに準ずる地位

(許可の基準)

第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項及び前条に規定する地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事しようとする場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、許可することができる。

- (1) 職員の勤務する期間と当該営利企業との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがあると認められる場合
- (2) 職責遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(許可の取消し)

第4条 任命権者は、前条の規定による許可をした後において、事業の変更その他の事由により同条に規定する基準に反すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。